

別表六（六）付表の記載の仕方

1 この明細書は、法人が次に掲げる規定の適用を受けられる場合に記載します。

- (1) 措置法第42条の6第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の13第1項から第4項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（措置法第42条の6第3項、第42条の9第2項又は第42条の12の4第3項に係る部分に限ります。）の規定
- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第3項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の2の3第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13第1項から第4項まで（震災特例法第17条の2第3項、第17条の2の2第3項又は第17条の2の3第3項に係る部分に限ります。）の規定
- (3) 令和4年改正前の措置法第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
- (4) 令和3年改正前の措置法第42条の6第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の3第3項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の4第3項（

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の2の3第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

- (5) 令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（令和2年旧措置法第42条の6第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）の規定
- (6) 令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2年旧措置法第42条の13第1項から第5項まで（令和2年旧震災特例法第17条の2第3項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の2の3第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）の規定
- (7) 平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の

2 第3項（復興産業集積区域等において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除）の規定

2 「調整前法人税額超過構成額2」の各欄には、別
表六（六）「6」の金額が措置法第42条の13第1項

に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成
るものとした場合に同項に規定する調整前法人税額
超過額を構成する部分の金額を記載します。